

子どもの命にかかわる監査が簡素化！

保育の質に対して行政の責任回避！？

パブリックコメントで「反対」意見をあげましょう！

現在、国は行政が行う、保育施設に対する監査の規制緩和を検討しています。実地調査を原則とする規定を削除し、書面やリモートでもよとする内容です。

現在の監査内容は…

保育所では年1回、約1日かけて、行政の担当者が複数名で施設に訪れ、監査を行っています。

- ① 保育記録や会計などの書類をみる。
- ② 施設全体や保育室を視て耐震対策がされているか、消防の状況や危険な箇所がないかなど安全に子どもたちが生活できるよう、チェックし、指示、命令を行う。
- ③ 給食室も同様に衛生状態や給食内容、食中毒対応、食材の状態などチェックし、指示、命令を行う。
- ④ 保育所で創意工夫して保育の実践で頑張っている所を評価する。

現在、上記のような監査をしていますが、担当者が施設に足を運ばず、書面やリモートにするというのは監査を形骸化し子どもの命や安全を脅かすおそれもあります。

数年前、兵庫では46人定員のところ73人の子どもを受け入れ、給食内容も42人分を分け合って食べていたという、事実が発覚し保護者が裁判を起こしたという事件もあった中で監査をしっかり行うことが求められているのに…。

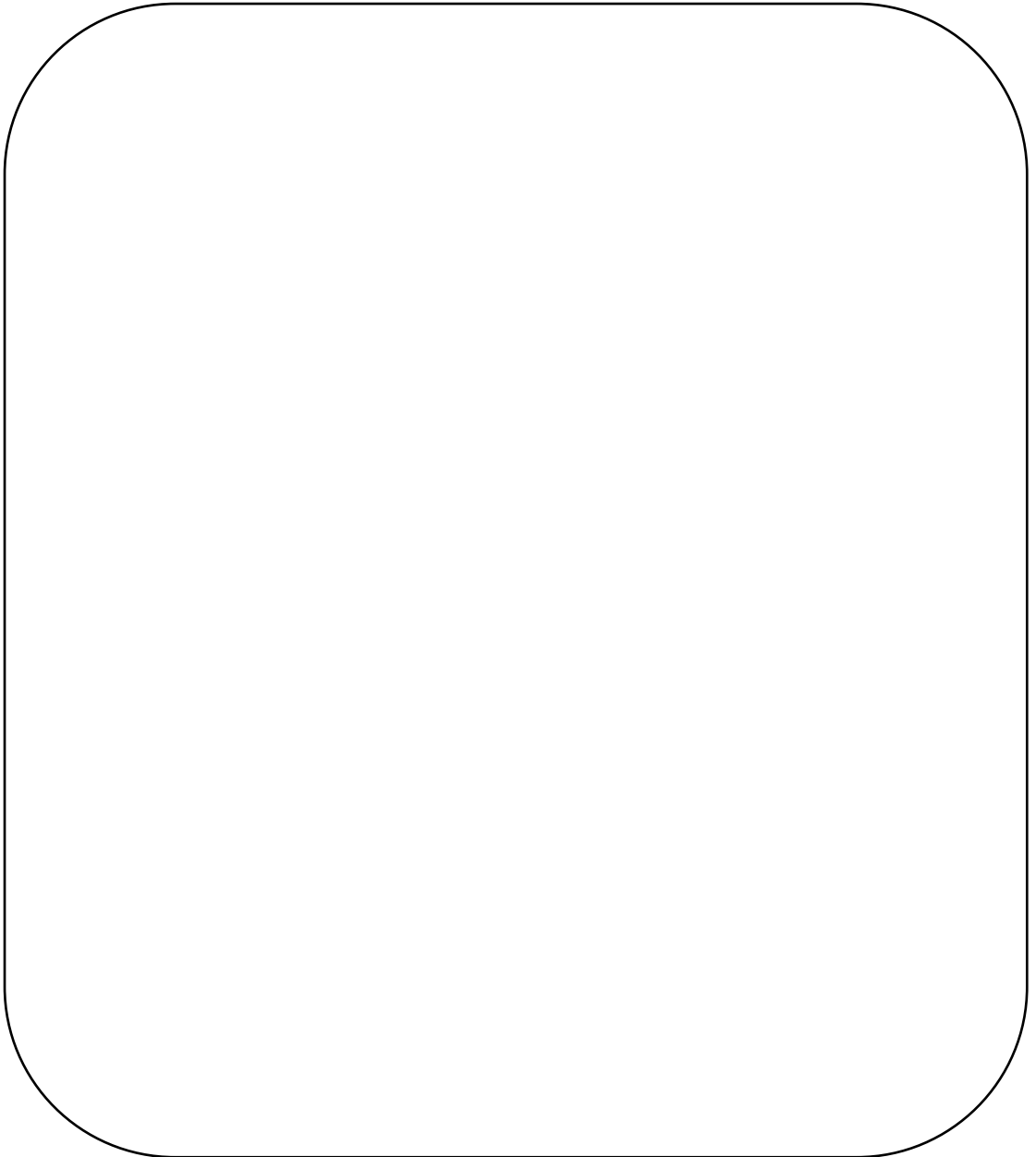
どうして今、規制を緩和するのか！ 問題です！

全保連活動推進ニュースFAX版をご覧ください。

郵送方法は(1)意見提出フォームを使用してメールで送る(2)の郵送で送るのどちらでも構いません。施設、団体でまとめて郵送することも可能です。

郵送の場合は決まった書式はありませんが、別紙用紙を活用していただいても結構です。

児童福祉法施行令の一部を改正する政令案に関する意見

A large, empty rounded rectangular box with a thin black border, intended for the respondent to provide their opinion on the proposed amendments to the Child Welfare Act Enforcement Order.

氏名又は法人名

住所又は所在地